

平成 20 年度決算に基づく財政健全化判断比率等を公表いたします

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」では、全ての地方公共団体において毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標を算定し、監査委員の審査意見を付して議会に報告するとともに、公表することが義務付けられています。

また、平成 20 年度決算からは、基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画の策定が義務付けられ、早急に改善に取り組まなければならないこととされています。

財政健全化法とは？

財政健全化法施行以前の再建法制では、地方公共団体の普通会計(地方公共団体本体の会計)において赤字額が標準財政規模()の 20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

() 標準財政規模: 地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

(財政健全化法のスキーム)

すべての団体

健全化判断比率等の算定と情報公開の徹底



比率が「早期健全化基準」を上回ると...

財政健全化団体

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、実施状況の議会報告
- ・外部監査の義務付け



更に、比率が「財政再生基準」を上回ると...

財政再生団体

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、実施状況の議会報告
- ・外部監査の義務付け
- ・災害復旧事業等を除き起債制限
財政再生計画について、総務大臣の同意等を得れば収支不足を振替るための地方債の起債が可能となる。

財政の健全度を判断するには？

4つの指標で判断します。

(1) 実質赤字比率

普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

(2) 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

また、公営企業は次の指標で判断します。

(5) 経営健全化比率

資金不足額が事業規模に占める割合

平成 20 年度決算(平成 21 年秋)からは公表とあわせて、基準を超える団体に早期健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画の策定が義務付けられます。

真室川町の算定結果は？

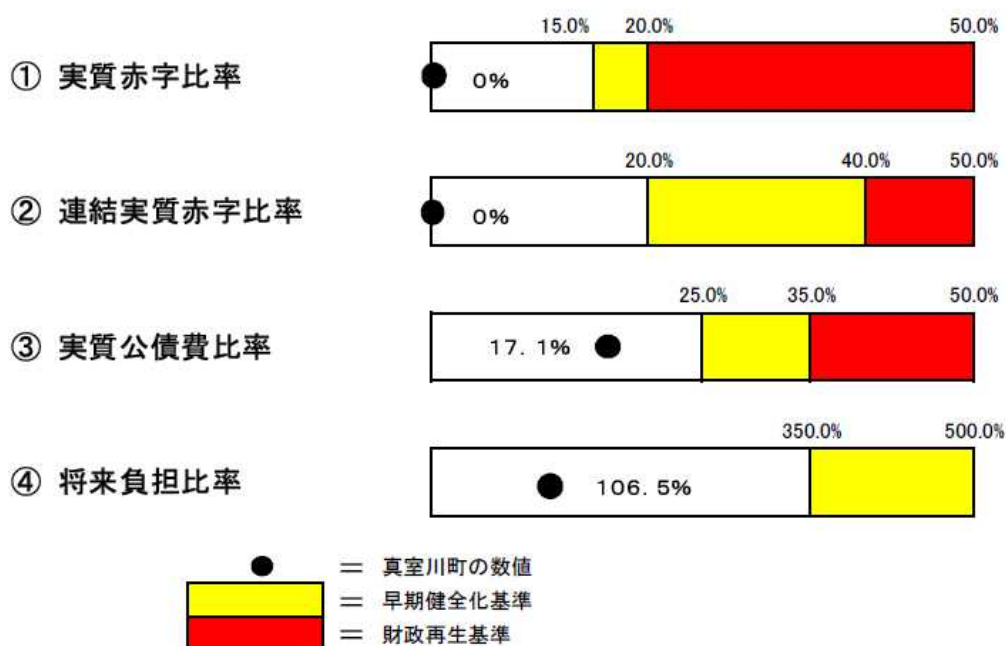
平成 20 年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準(イエローゾーン)を下回る見込みです。

		20 年決算	19 年度決算 (参考)	早期健全化 基準	財政再生 基準
健全化判断比率	実質赤字比率	-	-	15.0%	20.0%
	連結実質赤字比率	-	-	20.0%	40.0%
	実質公債費比率	17.1%	17.3%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	106.5%	131.7%	350.0%	
資金不足比率	水道事業	-	-	[経営健全化基準] 20.0%	
	病院事業	-	-		
	下水道事業	-	-		
	観光施設事業(梅里苑)	-	-		

(注) ・表中の「-」は、赤字や資金不足が生じていないことを表します。

・各公営企業における「資金不足比率」については、平成 20 年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

健全化判断比率



【実質公債費比率の増減要因】

17.3% (H19) 17.1% (H20)

(増加要因)

- ・公債費(過疎債・辺地債等)に充当する一般財源等額の額が3カ年平均で増加したことによる増
- ・一部事務組合等への負担金が3カ年平均で増加したことによる増
- ・臨時財政対策債発行可能額が3カ年平均で減少したことによる増
- ・事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費の3カ年平均の額が減少したことによる増

(減少要因)

- ・公債費償還の終了により水道事業(簡水)の繰入金が3カ年平均で減少したことによる減
- ・災害復旧費・過疎債等による基準財政需要額が3カ年平均で増加したことによる減
- ・事業費補正により基準財政需要額に算入された下水道事業に係る公債費の3カ年平均の額が増加したことによる減

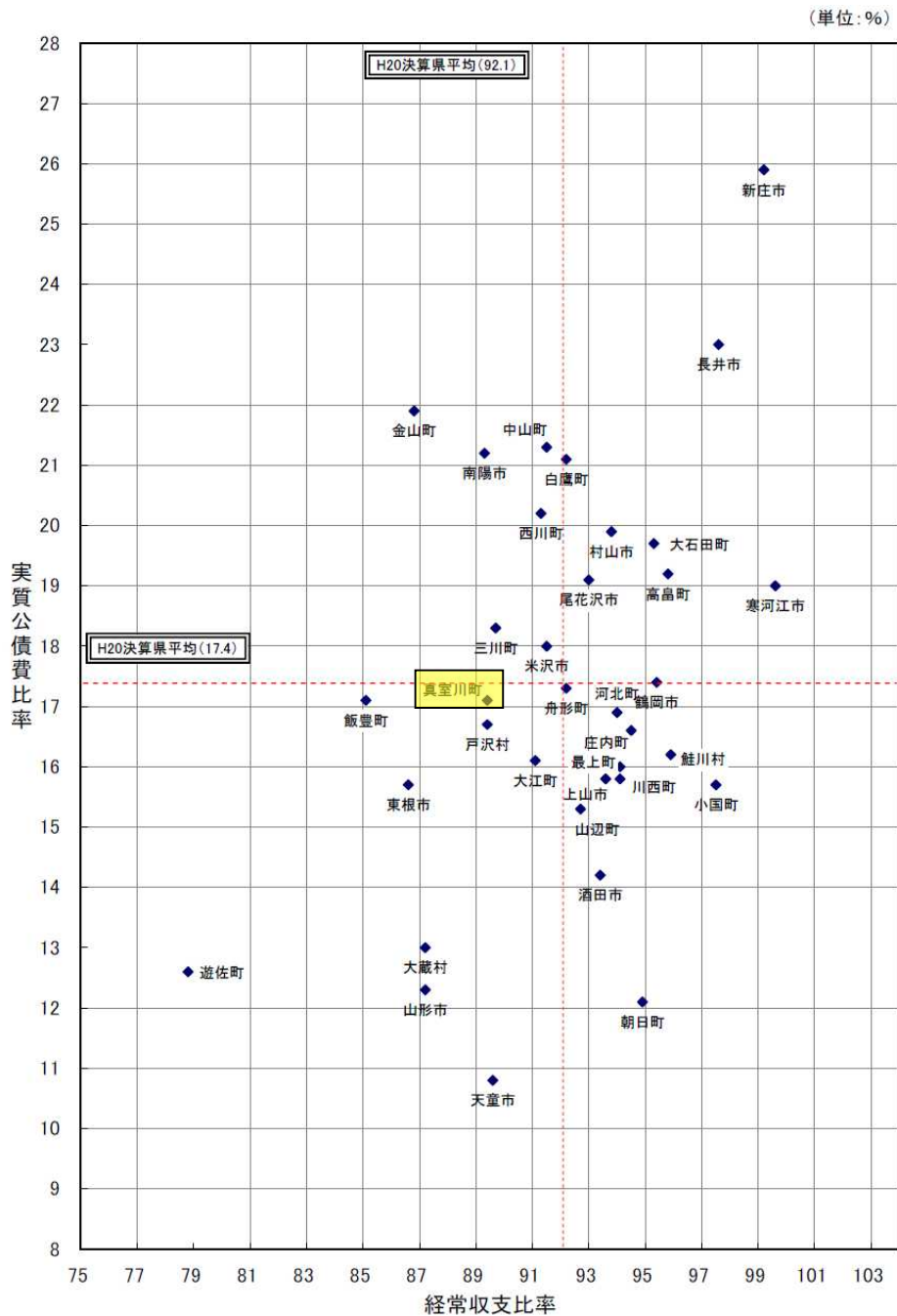
【将来負担比率の減少要因】

131.7% (H19) 106.5% (H20)

(減少要因)

- ・辺地債・過疎債・地総債などの公債費償還終了による減
- ・法人への償還補助をはじめとする債務負担行為支出予定額の減少による減
- ・水道・病院事業への繰入見込額の減少による減
- ・一部事務組合の地方債残高減少による負担見込額の減
- ・退職手当組合への負担金見込額の減少

山形県内の経常収支比率と実質公債費比率の状況(平成 20 年度決算)



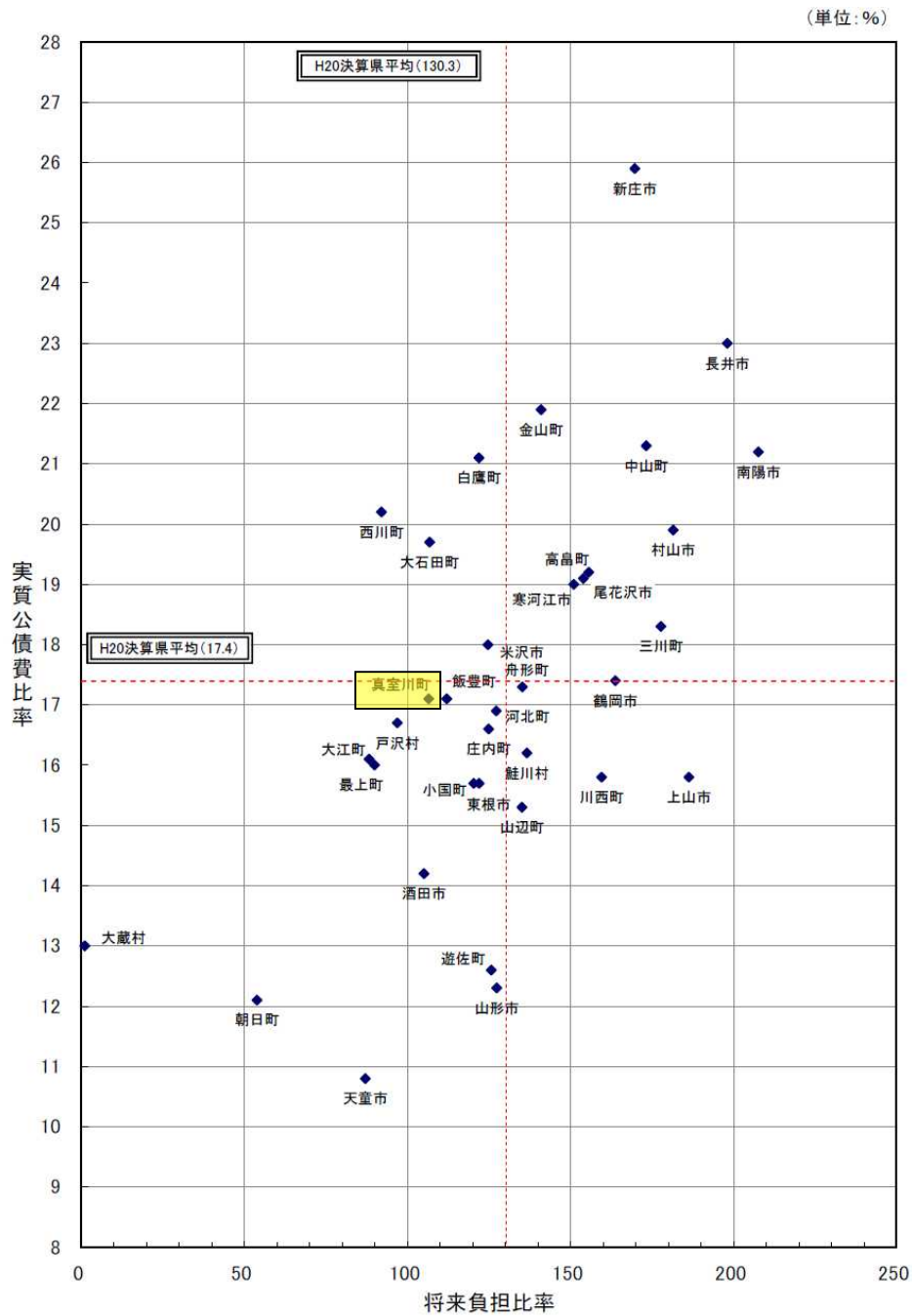
経常収支比率

税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

実質公債費比率

一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

山形県内の将来負担比率と実質公債費比率の状況(平成 20 年度決算)



将来負担比率 各自治体が将来に支出しなければならない財政負担が、「標準的な状態で収入が見込まれる、各自治体の一般財源の規模」の何倍にあたるかを示す指標です。単年度にとどまらず、中・長期的な視点での財政状況をあらわしており、将来に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。